

会社の社団性と法人性を考える — 団体の概念を手掛りとして —

中條秀治

- I はじめに
- II 団体の概念
- III 会社の社団性と法人性
 - 1 会社の社団性
 - (1) 社団とはなにか
 - (2) 組合と社団の違い
 - (3) 一人会社の社団性
 - 2 会社の法人性
 - (1) 法人とはなにか
 - (2) 法人性と社団性の関連
- IV おわりに

キーワード：集団・団体・組織・会社・営利性・社団性・法人性
人的会社・物的会社・一人会社

I はじめに

私は組織を関係概念で捉えなおす議論を展開してきた（中條、1998）。その過程で組織を議論するための基礎概念として、いくつかの重要な概念を抽出できたと考えている。そのなかで組織概念と密接に関わる概念として、特に重要なのは団体の概念である。

団体という概念は閉鎖的社会関係と管理スタッフの登場によって出現する特別な社会的関係である。団体は構成員の単純な意思の総和ではなく団体としての意思を主張する。集団概念から団体概念への移行は組織理論を考える場合に決定的に重要なとなる。

本稿では、会社運営に関わる組織的側面を論じる前提条件として、会社という団体そのものを考察しようとする。ここでは、商法において会社という存在がいかに規定されているかを見ることによって、これまで私が組織理論の基礎概念として概念化してきた団体概念の有効性が検討される。すなわち、ここでの論及の意図は、社会的関係の違いとして概念化しうる団体概念を手掛りに、会社という概念をより深く理解しようとするものである。

特に、会社の社団性および法人性についての議論は団体の概念を適用することにより、より論理として整合的な議論が展開ができると思われる。本稿では集団概念と団体概念の違いを意識してそれを議論に反映させることで、合名会社および株式会社の性格の違い、一人会社における社団性の意味、法人の有限責任の根拠などを論じようと思う。

II 団体の概念

団体の概念を理解するためには、集団と団体の違いを考えてみることが必要である。集団は閉鎖的社会関係により成立する（中條、1998）。集団を関係として理解すると、関係を成立させるための条件が必要となることが分かる。関係に参加できるかどうかでメンバーとなれるかどうかが決まる。これが関係の閉鎖性であり、内と外との境界を生み出す。集団はこの閉鎖された関係性の範囲として概念化しうる。先ほども述べたように、関係の内部と外部には境界が成立する。この境界の程度はその集団の閉鎖性の程度として意識される。参加するのにさまざまな条件が存在するが、年令・性別・民族・言語・家柄・経済力・社会的地位・職業・学歴・出身校・特殊能力・出身地・趣味などなんでも閉鎖性の基準となりうる。たとえば、友人が複数集まって集団を形成する場合ですら、なんらかの条件がこの関係性に参加するために要求されている。境界の内部関係に属する者が集団の構成員ということであり、仲間として意識される。

集団として概念化される社会的関係の一番の特徴は、集団構成員の存在様式である。集団はある種の共通な要素による個の集積ということにつきる。集団の最大の特徴は、集団においては構成員の個々の主体性が維持されるということにある。つまり、集団は個の自律性を特徴とする。集団関係においては、個の個性というものが単純に相互作用している状態にある。内部の社会的関係を律する主体はあくまで個人の側にある。集団では個性の総和としての社会的関係が成立しているというわけである。

これに対して、団体という社会的関係は集団とは次元を異にする社会的関係を生み出す。団体は閉鎖的社会関係に管理スタッフが加わることによって出現する概念である（中條、1998）。管理スタッフの登場で何が変わるか。団体という概念は団体構成員の意思とは別の団体としての意思を主張する概念である。集団にリーダーが出現し、集団としての統一的な意思が方向づけられるような場合、集団は団体となる。団体は構成員の意思を超える一つの全体性を獲得する。団体になると、団体の意思に構成員は従うことを強制される。団体そのものの意思が構成員の意思を圧倒する。要するに、団体の意思として制度化する正当な手続きが存在することで、構成員を超える団体としての主体性が成立するのである。もちろんここで団体の意思という表現は必ずしも適切なものではない。なぜなら団体は社会的関係にほかならず、団体の意思というものは実質的には団体の代表権を持つ者の意思決定の結果にほかならないからである。

いずれにしろ、団体は管理スタッフの登場により、団体としての秩序維持が可能となるが、その結果として団体としての一つの全体性が形成されることになる。それはもはや団体構成員の意思とは直接結びつくものではない。団体は団体としての主体性を団体構成員とは別に主張することである。団体という概念の重要性はここにある。つまり、団体という社会的関係においては団体としての一つの全体性が出現するのである。これは団体の構成員の個性の総体とは別に団体としての存在を主張する議論なのである。集団から団体への移行は流動的ではあるが、概念的にはこの両者を分離して理解することが是非とも必要である。

たとえば狼の集団を考えてみよう。ボスの出現以前の狼の群れは集団である。狼の群れには一定の閉鎖的な社会的関係が成立している。しかし、それぞれの狼は個の意思で動きうる存在であると想定できる。しかるに、ボスの出現は事態を一変させる。一旦ボスが出現すればどうなるか。ボスの意思こそが他の意思を圧倒し、集団全体の意思となる。ここに、集団は団体へと性格を変える。もはやボスを倒すことなしには個々の狼たちは自己の意思を主張することは許されない。団体は一つの全体性を表現する概念であり、集団レベルとは次元を異にする。構成員のそれぞれの思いや意思の存在は団体としての意思のもとに飲み込まれる。そこに団体という概念の恐ろしさがある。

ここで論じた集団と団体の概念は現実の社会でどれほど意識されているのか、またどれほど有効な分析用具となるかについて、以下では商法上で規定される各種の合同企業形態、とりわけ商法上の会社の扱いを検討する中で吟味することにしよう。

III 会社の社団性と法人性

会社とはなにかについては、商法（52条）は「会社トハ商行為ヲナスルヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」とあり、また「営利ヲ目的トスル社団ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行為ヲ為スヲ業トセザルモ之ヲ会社ト看做ス」と規定している。会社は商行為または営利目的で設立された社団であり、法人格を有するものである。社団は人の結合であり、その社会的関係に与えられる法人格は団体としての法的権利主体の存在を保証する措置となる。会社は営利社団法人として社会的活動を担うことになる。会社の特徴としては、その営利性・社団性・法人性があげられる。それぞれをどう考えるかが問題となるが、以下では社団性と法人性について考えてみようと思う。

ここでは簡単に営利性に触れておく。会社の営利性については、法的に規定されている。営利を目的として掲げなければ「会社」という名称を用いることはできない。定款で定められた目的により、会社の権利能力は制限されている。すなわち、会社という団体が営利目的で設立されるということは、それ以外の目的の活動は許されないとということである。会社の営利性を社会的に

認知されたものとするためにさまざまな議論が展開されてきた。特にドラッカーなどが、企業（個人企業であれ、会社であれ）の設立動機が営利目的のものであれ、社会制度としての企業はさまざまな社会活動ないし貢献を社会に対して果たしており、企業の目指す利潤は結果的に社会貢献度を判定する基準となっているという議論を展開した。要するに、利潤というものが企業の社会的貢献を測る基準であり、それに替わる基準をわれわれは今のところ持ち合わせていないという議論であった。会社の政治献金が適法かどうかの裁判などもあり、会社の営利性の問題はそれ自体難しい問題を含んでいることは事実である。しかし、会社が営利を目的として設立される営利性を特徴とするということについては解釈上特に問題にすべきことはない。これに対して、会社の社団性と法人性をどう理解すべきかについては議論がある。

1 会社の社団性

(1) 社団とはなにか

会社という概念を理解するためには、社団とはなにかを理解する必要がある。社団性は人の結合として理解されるが、それは団体の概念と重なるものであろうか。会社は一般にその構成員とは区別される一つの全体性を主張するという事実からすれば、会社は団体の概念と重なりあうことが分かる。「社団は共同企業主が団体を形成し、その団体自身を独立の企業主体とするものである」（倉沢、p.732）と説明されるなど、社団を団体と置き換える表現も散見される。社団は団体と言い換えられているが、問題は団体という概念にいかなる意味を込めてそれぞれの研究者が使用しているかである。

本質的に言えば、社団は団体の概念で理解すべきものである。団体概念が閉鎖的社会関係と管理スタッフの存在により特徴付けられる社会的関係であったことを思い出せば、商法および有限会社法で会社とされる合名・合資・株式会社および有限会社のそれぞれは、まさに団体の概念で捉えられるものである。

会社の構成員の個々の意思とは別に会社としての意思が存在するということである。つまり、一旦、会社としての意思決定がなされれば、構成員は個人としての考えがどうあれ、その意思決定に服従することになるのである。

会社の社団性をどう捉えるかで法律上の議論の一つは、民法に言う「組合」と商法の「社団」をどう区別し、理解するかということである。すなわち、会社の種類として商法上の合名会社などの具体的な議論となると、この会社形態に対しては民法の「組合」の規定が準用されると書かれてある。河本によれば、商法52条の社団という概念は「社団という文字は、単に人的結合の意味に用いられていて、それが条文上に採用されたにすぎない」(pp.22-23) という。また「民商法は、さきに団体の内部関係に関する規定を基にして組合的団体から区別されたものとして理解された社団的団体であることを、法人格取得の要件とはしておらず、人の団体でさえあれば、法人

格を付与するものと解される」(p.23)と指摘する。河本は「組合的団体」と「社団的団体」という用語を使い団体の性格を表現しようとしているが、集団と団体の社会的関係を別次元のものと考える私の枠組みとも重なり非常に面白い。河本の主張は商法に規定されている社団性というものが、単なる人的結合を広く意味するものでしかなく、人的結合のあり方についてはそれほど重視していないという主張である。それゆえ河本は「会社がその実体において社団か組合かを議論することはさほど重要なことではなく、むしろ、会社のもつ法人格にこそ議論の重点をおくべきように思われる」(p.23)と述べる。

会社は商法上では社団であると規定されながらも、民法で規定される組合概念を含むものと主張されるのであるが、河本がいうように社団か組合かは問題ではなく、法人性こそが重要なのだろうか。私はこの主張には疑問がある。私は「会社がその実体において社団か組合かを議論すること」こそ、会社の法人格の議論の基礎にすえられるべき本質的な問題ではなかろうかと考える。

(2) 組合と社団の違い

民法上の組合は共同企業形態の一つである。ここで企業という用語があらわれるが、商法では企業を「計画的に利潤をあげようとする経済主体」(辞典、p.63)として定義付けている。このような計画的に利潤をあげようとする経済主体は個人の場合もあり、また共同して事業を展開する場合もある。前者が個人企業であり、後者が共同企業である。個人企業は自然人一人を企業主とするものであり、共同企業は複数の人々の結合である。そしてその結合形態に「組合」と「社団」という2つの形態がある。

まず組合がどういうものであるかと言えば、民法の規定によれば、「組合契約ハ各当事者カ出資ヲ為シテ共同ノ事業ヲ営ムコトヲ約スルニ因リテ効力ヲ生ス」(667条)とある。組合は、「いく人かの人が集まって、それぞれ出資し、共同で仕事をやろうと約束することによって成立する契約」(辞典、p.327)だと解釈されている。

組合は契約により成立する。契約は組合員の主体性を維持したそれぞれの意思の表示という考え方方に立つ。つまり、集団概念として組合は理解されるのである。契約は契約した当事者のみを拘束するから、組合という形式を維持するためには組合員の数だけの個別契約が必要となる。これは集団概念においては統一した全体意思そのものを認めないとところから説明可能である。対外的な契約を組合として成立させるというのは原理的には組合員全員の個別契約という形式とならねばならないが、実際には組合員の数の増大とともに手続きとして煩瑣である。組合を法人化したものとして合名会社が捉えられるが、法人化の前提には集団から団体の概念への移行があると見ることができる。この場合には、この合名会社は組合的性格をその本質としつつも団体とみなしうることが重要である。つまり、法的には法人格が与えられて社団として規定されながら、しかも集団的性格が色濃く残っているのである。

社団としての性格をあらわすために、「定款」や「社員」という概念が登場する。定款は団体としての社会的関係を規定するものであり、団体の構成メンバーであるために受け入れるべきものである。社員は団体の構成メンバーであるという地位をあらわすものもある。組合員が個人としての自律性を終始全面に打ち出し、その意思を貫徹しようとするのに対して、団体構成員としての社員は一つの全体性の構成要素として存在する者であり、その全体性は個を超えるものとして存在する。

また組合の財産については、「各組合ノ出資其他ノ組合財産ハ総組合員の共有ニ属ス」（民法668条）と規定されている。つまり、「組合の財産は団体としての財産ではなくて、各組合員が共同して権利を有している財産」（辞典、p.327）だというのである。しかし、組合財産は「総組合員の共有」とある一方、民法676条2項に「組合員ハ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得ス」とあり、組合財産については「合有」と解する説が有力である。

民法は複数の者が一個の物を共同で所有する形態として、「共有」・「合有」・「総有」を区別している。共有は「複数の人が一個の物の上の所有権を分量的に分割して有すること」（辞典、p.263）であり、各共有者が持分権を有し、その持分について処分や分割請求が原則としてできる所有形態である。合有は「各人が持分権を有する点で共有と同じ」であるが、「各人の間に団体的な結合があり、その目的によって各人の持分権の処分や分割請求が制限あるいは禁止されている」（辞典、p.265）ような所有形態である。総有という共同所有形態では「各人は一つの団体を構成し、その団体が物の管理・処分権限を有し、個々の構成員は持分権を持たず、団体的拘束の下での物の使用・収益権を与えられるにすぎない」（辞典、p.265）と説明される。すなわち、総有では団体それ自体が財産の所有権を主張するのであり、団体構成員は持分権がないのだから、当然のこと分割請求もなしえない。

共同所有の形態を考えることは、構成員の主体性が維持されている状態から構成員を超える団体としての存在が出現する状態までの変化を考える上で示唆に富む。「共有」から「合有」そして「総有」への変化は集団から団体へと拘束性を強める社会的関係の類型に対応している。

さらに組織的側面である運営に関しては、会社は団体であるから代表権を持つ者が団体の名において経営するのが基本である。しかし合名会社には組合的性格が残っている。それゆえ「組合においては構成員たる組合員が出資だけでなく業務まで現実に行うのが原則」である。組合においては組合員の主体性があくまで維持されており、団体としての統一的な意思が存在するというよりも、組合員の合議による運営という面が強い。組合というのは集団概念にあくまで留まる人との結合関係であり、組合員相互間の関係において各主体の自立的な存在が仮定されている。それゆえ対外的な取引きも全員の合議か、各組合員の代理として為されることになる。すなわち、組合は複数の企業主が契約的に結合しているもので、企業取引きについて対外的にも共同して当事者となるものである。要するに、個々の組合員はあくまで企業主として対外的に各自が主体的な

意思決定主体としての性格を保持するわけである。ただし、匿名組合については出資者である組合員は匿名性を有し、対外的には営業者の個人企業という形式である。これが法人化されると合資会社となる。

結論的に言えば、組合は集団概念であり、社団は団体概念である。商法の社団の概念には集団概念から団体概念への移行過程を跡付けるような会社類型が存在することになる。これは会社といいうものの発展過程を歴史的に跡付けるという含意もあり示唆に富む。いずれにしろ、合名会社と呼ばれる会社は社団として位置付けられるが、この合同企業形態はこれまで述べてきたところから集団概念を含むものとなっている。合名会社は本質的には組合が法人化したものと解することができるからである。それゆえ、商法上の取扱いも民法の組合を準用するなど特別な規定となっていると考えられる。

(3) 一人会社の社団性

平成2年の商法改正で一人会社も認められるようになった。しかし社団は複数の人間の存在を前提とすることは否定しようのない事実である。だとすると、一人会社の社団性はどのように成立していると考えるべきなのだろうか。

まず確認しておかねばならないのは、商法で問題とする社員は株主であるから、ここでの社団性は株主が一人ということが可能かどうかというレベルの議論であるということである。つまり、会社の代表権と業務執行権をもって経営を担う取締役を中心として、会社と雇用関係にある一般従業員が加わって作るいわゆる“会社”については、これは複数の人々の協働であり、このレベルでは見事に社団性が確保されている。しかしこれは商法が問題としているレベルの社団性ではない。

会社は営利目的の人的結合であり、また資本的結合であるわけだが、会社には人的結合を主とする「人的会社」と財産による結合を主とする「物的会社」がある。人的会社は「社員の個性が強く会社に反映し、個人的結合の色彩が濃い会社」（辞典、p.419）であると言われる。また株式会社や有限会社は資本的結合に重点をおくため「物的会社」と呼ばれる。物的会社は「社員の個人的結合の色彩が淡く資本結合（物的結合）に重点を置く会社」（辞典、p.420）であると説明される。物的会社の存立の基盤は会社の保有する資産にあり、対外的な信用の基礎もそこにある。

一人会社が認められるのは物的会社についてであることが重要である。株式会社ではもともと資本結合に重きを置き、人的結合を重視していない。社団性を人的結合とするなら、物的会社の社団性はその意味が変質し形骸化している。要するに、複数の者の資本提供という意味での社団性である。ここには一旦出資した資金を引き出せないと言う意味での閉鎖性があり、出資者個人を超える全体性が資本として成立している。それゆえこれを団体の概念で捉えることも可能である。物的会社の社団性はこのようなものとしてしか考えられない。要するに、資本結合における

社団性とは複数の人が資金を協同して出し合っているという意味での社団性であり、人的結合における社団性のように人間的な接触にもとづいて信頼関係や信用を形成するという性質のものではない。そこで一人会社であるが、もし一定の出資金を保証することが実質的な物的会社の基礎なら複数の出資者を名目的に確保するという手続きにこだわることもないという考えが出てきても不思議ではない。一人会社を認めると言うのもこのような現実的な要請によると思われる。

結論的に言えば、会社は二重の閉鎖的社会関係を成立させていることになる。一方は株主レベルにおける出資金の固定化という資本関係の閉鎖性であり、他方は会社運営のための組織構成員レベルの閉鎖性である。前者は物的会社の特徴としての閉鎖性であり、資金を引き出すことができず資本結合が確保されているという意味での社団性である。株式会社の一人会社の社団性というのは、本来的な人的結合を意味する社団性ではないと言える。金を出し合うという意味での人的結合という言い方はできるだろうが、実質的には資本の結びつきを問題とするだけである。だから、あえて人的結合と呼ぶ必要もない。事実、株式会社の株主は流動的であり、市場で株を売買することで株主地位を手に入れたり譲渡したりしている。人的会社の社団性と物的会社の社団性ではその社会的意味を異にするということである。

一人会社を認める根拠は株式の分割の可能性が存在することにある。つまり分割すれば複数の株主ができるということを根拠として会社の社団性という条件を満たしているとするのが現行での通説である。この場合に問題になるのは、会社が法人格を持つということであり、その場合には一人会社の有限責任を認めるかどうかの問題となる。

株主が一人ということは実質的に法人格をもつ会社を一人の株主が支配しているということである。名目的に会社を別の人格としておきながら、実質的にそれを一人の個人が支配していると見ることもできる。これでは個人企業と変わらない。このようなところから、一人会社については法人格否認論が世界的傾向であるという。井上（p.87）によれば、「単独株主に無限責任を負わせることは世界的傾向であり、わが国においても法務省民事局参事官室により検討されているが、いまだ立法に至っていない」のが現状であるという。

以上見てきたように、会社の社団性は本来的には会社の人的結合の側面について言及されるものであるが、物的結合の会社が優位を占めるようになるにつれ、会社の社団性そのものが形骸化したことであろう。しかしもともと株式会社は人的結合ではなく、物的結合により成立するものである。物的会社だと割り切りさえすれば、資本の維持こそが問題であり、発起人の数などは問題とはならない。要するに、発起人が複数存在するという人的結合の側面は物的会社にとっては本質的な問題ではないのである。一旦出資した資金については持分請求権がないという意味で固定した閉鎖的社会関係となっているが、このことが物的会社としての株式会社の社団性の意味であると思われる。繰り返しになるが、株式会社の成立基盤はあくまで資本関係（物的関係）であり、資本関係が維持されるかどうかが団体としての閉鎖性なのである。いずれにしろ、人的

会社から物的会社への現実社会の動きが、会社の社団性を形骸化したということであり、その象徴が一人会社の存在となる。

2 会社の法人性

(1) 法人とはなにか

法人の種類としては、公法人と私法人が識別される。前者は国家・都道府県市町村などの地方公共団体などであり、後者には公益法人・営利法人・中間法人がある。学校・宗教・社会福祉などの分野で公益を目的に設立されるのが公益法人であり、営利を目的とする合名会社・合資会社・株式会社および有限会社などが営利法人、労働組合・協同組合などの営利とも公益ともつかない中間的な性格のものが中間法人である。

法人は、人または財産の結合が法的に権利能力の主体となったものである（辞典、p.213）。一定の目的をもって集まった人の集まりが権利能力の主体となる場合が社団法人であり、一定の目的に捧げられた財産が権利能力の主体となる場合が財団法人である。商法では会社は社団法人と規定されている。いずれにしろ人の結合であれ、財産の結合であれ、団体が法人格を得ることによって、一人の自然人と同様な一個の人格を法的に付与された存在となる。

法人をこのように取り扱うことがいかなる効果をねらっているかについては、「団体の法律関係を簡単にするため」とか「団体の永続性と取引関係の簡易化を図る」とか「権利義務の帰属がきわめて簡単に処理される」（河本、p.25）とかいろいろ議論があるようだが、いずれにしろ、「法人という制度は、その名において契約を締結し、その名において権利を取得し、義務を負い、その権利義務のためにその名において訴訟当事者になる」（河本、p.25）わけである。しかしこの法技術的な試みの最大の意義は、「団体に提供された財産が構成員の個人財産から区別され、構成員個人に対する債権者の責任財産ではなくなって、法人自体の債権者に対する排他的責任財産を作り出す」（河本、pp.25-26）ところにある。要するに、団体構成員個人とは別の団体としての人格および財産を作りだす法技術として意義があるというのである。

法人の概念は団体の成立に対して、それを法的に保証する法技術であると考えられる。法人の概念は法的な権利主体として団体の社会的実在性を保証することになる。会社が構成員とは別の人格として法的な権利義務の主体となり、法人所有の財産すら持つことの意義は大きい。

法人という概念そのものをどう捉えるかについては、いくつかの見解がある。法人擬制説、法人否認説、法人実在説である。以下ではこれらについて簡単に検討しておくことにしよう。

法人擬制説は、「自由な意思主体たる人間個人のみが法的主体者であるという意思理論から出発して、法人は国家によって単に法律上の目的のために人為的に財差権の主体として擬制された個人にすぎず、それ自身には意思も自覚もなく、また不法行為も犯罪もなすことをえないところの純粹の法律の世界での存在であるとする立場である」（河本、p.24）。この主張は団体概念の成立の

意義を理解していないところに問題があると思われる。ここでは方法論的個人主義の立場に立って、自由な意思決定主体は個人にしかないと考えている。これはある意味では正しい判断であるが、団体概念の成立という事実を無視しているところに問題がある。確かに、自由な意思決定主体は各個人でしかない。しかし、特定の社会的関係のもとでは個の自律性や主体的判断が制約される事態が生ずるのである。そのような状態が団体概念の成立と共に出現する。団体構成員は団体という全体性に従属する存在となり、団体として要請される秩序、つまり団体内の規律や規範の中で、もはや完全に自由な存在ではありえない。この場合、構成員とは別に団体精神というべきものが想定される。もちろんこの団体精神は構成員と無関係に存在するわけではなく、過去のあるいは現在の団体構成員により生み出されたものであり、その社会的関係が維持され受容されているということを意味するにすぎない。いずれにしろ、法人は法的擬制であることは確かであるが、団体という社会的関係の中で構成員の意思を超えるものとなり制度化されるわけであるから、単純な法人擬制説には問題があると言わざるを得ない。

法人否認説は、「法人制度の存在理由を実質的に観察して、その利益の帰するところをもって法人の本体とするか、あるいは現実に存在する財産または現実に活動する管理者をもって法人の本体とする立場である」(河本、p.24)。この考え方も単純な方法論的個人主義に立っており、団体という社会的関係が成立した場合の特殊な関係性を考慮していない。つまり、団体の成立により個は団体規律や規範の統制下に入るが、それは団体を生み出した個人の意思を離れて構成員を逆に規制し、実質的に個を超える存在としての全体性を獲得するという事態である。要するに、個と個の相互作用が生み出す関係性が個の行為を規制する場合には、個の意思を超える関係性が成立しているということである。法人の概念はそのような関係論的な方法論をもって分析されるべきである。

最後に、法人実在説については、「法人は、法律によって擬制された空虚物でなく、一個の社会的実在であるとみる立場であり、そのうち有機体説と呼ばれるものは、法人の社会的実体を、団体であるとし、その中では、個人は団体法的原理によって相互に拘束されるのであるから、団体は自分の固有の意思と行為とをもつ有機体であり、この社会的実在について権利義務の主体たる地位を認めたものが法人であるとする」(河本、p.24)。法人実在説に属する別の立場としては、「組織体説」と呼ばれるものがある。これは、「法人の実体を社会的有機体とすることを避け、権利主体たるに適する法律上の組織として実在する、と主張する」(河本、p.24) ものである。

私の立場はこの法人実在説に近い。ただ、団体を社会有機体と表現することには抵抗があるので、組織体説と呼ばれる説に近いと言えそうである。しかし、法人を単純に実在と表現することにも抵抗がある。この実在性は社会的関係について言及するものであるからである。関係は実体概念ではないから、実在というと誤解の元となるような気がする。関係というものは、実在と虚構のはざまにあって、いつも変動しているような性格のものだからである。すなわち、いくら強

固に見える関係も関係維持のための努力がなければ関係はすぐにも虚構となるからである。しいて私の考えに名称をつければ「法人関係説」とでも呼べるのであろうか。

いずれにしろ、法人としての会社は法的的人格の主体として実在し、それは構成員である個とは別の権利主体である。この社会的実在性はあくまで社会的関係としての実在性であるという点を確認しておくことが必要である。団体という概念の成立により、団体構成員は団体としての社会的関係に拘束される状態となり、この特殊の関係性に対して法律上の権利主体の地位を与えたということである。諸個人が存在し、その関係性の構築の一つのあり方が構成員たる者を逆に規制する。この関係性を権利主体として法的に創造したということである。しかし先ほども述べたように、団体の成立には諸個人の意思の存在が前提とされており、諸個人の存在とその意思に無関係に、団体としての人格の存在が保証されているものではないという見方を忘れてはならない。

(2) 法人性と社団性との関連

会社が社団法人であるとの議論からすれば、社団性と法人性の関係は以下のようになると考えられる。まずは社団性がより重要である。つまり、団体は代表権を持つ者の意思にそって一つの全体性を獲得した概念である。次に、そこに成立している全体性に対して、法的な権利と義務を認める手続きが続く。それゆえ法人性は社団性に従属すると考えるべきである。会社の設立の過程を辿ってもこのことは明瞭である。「まず発起人組合が結成され、その組合契約の履行行為として定款の作成、株式の引受、設立事務の執行等の実体形成のための各種行為がなされ、最後に設立登記によって会社が成立する」（落合ほか、p.27）というのが設立順序である。要するに、まずは発起人が集まって組合を作り、それから一つの全体性を主張する概念である団体を成立させ、それを設立登記することで法人格を得るのである。社団性を主として、法人性を従にすることによって、「法人格否認の法理」などもよりよく理解できる。

法人の有限責任の根拠がどこにあるかも議論となる。この議論は、会社が物的会社であるかどうかに関わるように思われる。法人性の議論は会社が法人格を持つという議論にすぎないから、責任の有限責任性とは直接に結びつかない。事実、合名会社や合資会社は法人ではあれ、無限責任社員が存在する。河本は、有限責任の根拠に触れて、「構成員が団体に対する債権者から追及を免れうる有限責任を負うにすぎないということは、団体が法人であることによって当然に生ずる帰結ではなく、別個の要請から認められた効果である」（p.26）と指摘している。すなわち、法人概念の技術性として、「法人自体の債権者に対する排他的責任財産」を持つわけであるが、「合名会社が法人格を有しながら、その財産が法人自体の債権者に対する排他的責任を形成していない」（p.26）ところを議論の出発点にしているのである。しかし、彼はここにいう別個の要請が具体的に何であるかには言及してはいない。

この有限責任の問題を考えるために、「人的会社」と「物的会社」の性格の違いを議論の出発

とする視点が導入されねばならないと思われる。有限責任の議論の根拠は、「物的会社」の性格にあると思われる。先ほど見たように、物的会社は資本による結合であり、投資の範囲での責任に限定することが論理として一貫しているからである。事実、商法の規定の無限責任社員は合名会社・合资会社などの人的会社の経営に直接関わる社員に限定されており、株式会社などの物的会社の社員については、これを有限責任社員としている。要するに、単なる資金提供と経営を実際に担うということの責任を分けるという考え方である。すなわち無機能資本家と機能資本家との責任の重さを区別するわけである。基本的に物的会社は資本と経営の分離を建て前とするから、無機能資本家については有限責任とすれば筋は通る。そうすると、株式会社の株主ではすべての者が有限責任となる。株主との委任契約下にある経営者については会社と連帯して個人保証が求められることが普通であり、実質的に無限責任を負う場合が多いようである。

IV おわりに

本稿では、会社における社団性と法人性の関連について考察した。商法における会社を論じるものであったが、組織の基礎概念としての集団および団体の概念を用いて見事に分析できることが示された。

合名会社は商法上は社団であるが、民法の組合の規定が準用されている。会社を原理的に理解するためには、このようなことがなぜ行われるのかを説明する必要がある。本稿では、集団の概念と団体の概念に重ね合わせてこれを原理的に論じた。すなわち、「組合」なる概念には、「集団」の概念を重ね合わせ、また「社団」に対しては「団体」の概念を重ね合わせ説明した。団体の成立の意義を検討することで、会社の社団性の議論が法人性の議論の前提とされねばならぬことなどを指摘した。この問題は法律関係の研究者においてもいろいろな見方のあるところであるが、組織理論を考える上でも非常に面白く意義深いものである。また「人的会社」と「物的会社」の社団性の意味を論じ、この議論との関連で法人の有限責任の根拠を論じ、さらに会社の社団性で問題となる「一人会社」の根拠についても論じた。

組織理論の基礎概念として集団の概念と団体の概念は重要であり、しかも現実の会社の中には合名会社のように集団から団体への移行過程の痕跡を残すものがあり、商法上も社団でありながら組合の規定が準用されるなど一考に値するものとなっている。現実の会社における社会的関係の質的な違いが組合や社団として概念化されており、それが集団および団体の概念によって矛盾なく分析しうるということの意義を軽視すべきではない。

このような分析をバーナードの組織概念でやれるだろうか。それはまったく不可能なことのように思われる。バーナードの組織概念ではどう考えても合名会社と株式会社の違いを説明するための切り口が見つからない。社会的関係の質的な差をバーナードでは問題にしないからである。

これまでの組織関連の諸概念の現実との対応関係の乏しさを思い起こす時、ここで用いられた集団や団体の概念の説明能力は驚異的ですらある。このことは社会的関係概念による組織理論の再構築の方向の正しさをあらためて確信させるものである。

参考文献

- 中條秀治、1998、『組織の概念』、文眞堂.
- 中央大学真法会編、1998、『対話で学ぶ商法』、法学書院.
- 池野千白、1999、『現代会社法入門』、一橋出版.
- 井上和彦、1999、『現代経営の諸問題と企業関連法』、中央経済社.
- 落合誠一・神田秀樹・近藤光男、1999、『商法II 会社〔第3版補訂〕』、有斐閣.
- 奥島孝康編、1997、『会社はだれのものか』、社団法人金融財政事情研究会 早稲田大学エクステンションセンター.
- 奥島孝康編、1996、『コーポレート・ガバナンス』、社団法人金融財政事情研究会 早稲田大学エクステンションセンター.
- 奥島孝康、1994、『会社法の基礎』、日本評論社.
- 河本一郎、1999、『現代会社法 〔新訂第八版〕』、商事法務研究会.
- 倉沢康一郎 監修、1999、『口語六法全書 商法』、自由国民社.
- 自由国民社編、1994、『図解による法律用語辞典』、自由国民社.
- 自由国民社編、1995、『口語訳基本六法全書1995』、自由国民社.
- 長浜洋一・平出慶道編、1998、『会社法を学ぶ〔第6版〕』、有斐閣選書.
- 志村治美・中谷光隆編、1997、『現代社会と企業法』、青林書院.
- 田村諱之輔・戸塚 登編、1998、『会社読本〔第5版〕』、有斐閣選書.
- 土屋晴行・富沢太志、1998、『商法がわかった』、法学書院.
- 上柳克郎・北沢正啓・鴻 常夫編、『会社法〔第六版〕 I』、有斐閣双書.